

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 30 年
12月11日
(火曜日)

目 次

- 告示
保安林指定施業要件の変更（森林整備課）……………一
- 山口県収入証紙の売りさばき所の指定に関する告示の一部改正（会計課）……………二
- 公告
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（商政課）……………二
- 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報（畜産振興課）……………二
- 教委規則
山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………三



山口県告示第四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成三十年十二月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
保安林の指定をする件（昭和六十年農林水産省告示第千二百一十一号（二に係るものに限る。））、保安林の指定をする件（平成二年農林水産省告示第七百三十八号（三に係るものに限る。））、保安林の指定をする件（平成三年農林水産省告示第六百四号（一に係るものに限る。））及び保安林の指定をする件（平成五年農林水産省告示

第三十五号（二に係るものに限る。））に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祿

市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美祿市東厚保町山中字浴口一三三、一三八から一四〇まで、一四二、一四四、一五
一、秋芳町嘉万字焼ノ河内一〇五六の一、一一〇五六の二、一一〇五六の一〇、一
一〇五六の六八から一〇五六の七〇まで、於福町上字黒ヶ谷一八〇九から一八一
七の三二まで、一八一七の三三、一八一七の三六、一八一七の三八から一八一七の四
〇まで、一八一七の四三、一八一七の四五、一八一七の四六、一八一七の四九、一八
一七の五一、一八一七の五二、一八一七の五四から一八一七の五九まで、一八一七の
六一から一八一七の六五まで、一八一七の六七、一八一七の六八、一八一七の七〇、
一八一八から一八二〇まで、一八二二、二九八六、二九八七、二九八七の一、二九八
八、二九八九、二九八九の一、二九九〇、二九九一、二九九一の一、二九九二、二九
九三、二九九三の一から二九九三の三まで、二九九六から二九九八まで、二九九八の
一、二九九八の二、二九九九、二九九九の一、三〇〇〇

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祿市森林整備計画で定める標準
伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。〕

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美祢市秋芳町青景字一ノ谷一〇〇四四、一〇〇、一〇三、一〇五、一〇六、一〇七の一、字掛ノ上一〇一九四の四、一〇一九四の一〇、一〇一九四の一二、一〇一九四の二七、秋芳町別府字上ノ浴五五、五八、一二七四三、字芹田一一五四三、一一五四四、一一五四五の一、一一五四五の二、一一五四六、一一五四七の一、一一五四七の二、一一五四八の一、一一五四八の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第四百二十号

山口県収入証紙の売りさばき所の指定に関する告示(平成二年山口県告示第三百九十九号)の一部を次のように改正する。

平成三十年十二月十一日

山口県知事 村岡 嗣政
山口県会計管理局会計課
山口市滝町一番一号 普通証紙
岩国県税事務所 岩国市三笠町一丁目一番一号
岩国県税事務所 岩国市三笠町一丁目一番一号 普通証紙に改める。



(二七九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年七月三十一日山口県公告(一六五)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年十二月十一日から平成三十一年一月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年十二月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン山口
所在地 山口市黒川三七四三の三

二 意見の概要
特に配慮を求め事項はない。

(二八〇) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

平成三十年十二月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

| 種畜証明書番号 | 名 | 前 | 品 | 種 | 生年月日 | 産地 | 検査成績 | 飼養者の住所及び氏名又は名称 |
|-----------------|--------|---|-----|---------------|------|------|------|---|
| 三一七〇四〇 四〇〇四五 | C 一一四三 | 〃 | その他 | 平成二八、 七、六 | 宮城 | 城県級外 | 〃 | 岩国市錦町宇佐郷 ブライフリース株式 会社山口A I セン ター |
| 三一八〇四〇 一〇〇二二 | C 一一四九 | 〃 | 〃 | 平成二九、 九、三〇 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

